

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公示します。

2024年5月22日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：インドネシア国水銀管理能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業 務 名 称：インドネシア国水銀管理能力強化プロジェクト

調達管理番号：24a00286

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年5月22日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

## 企画競争の手続き

### 1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インドネシア国水銀管理能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年8月 ～ 2027年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

## (6) 部分払いの設定<sup>1</sup>

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払いを計画します。

- 1) 2024 年度末 (2025 年 3 月頃)
- 2) 2025 年度末 (2026 年 3 月頃)

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Morita.Akane@jica.go.jp

### (2) 事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ 第一チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年5月28日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年5月29日 12時
3	質問への回答	2024年6月3日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年6月14日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年6月25日
8	技術評価説明の申込日 (順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 : <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「インドネシア国水銀管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号: 21a00357)の受注者(佐野総合企画株式会社)及び同業務の業務従事者

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照)。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 5. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：上記2. (1) 選定手続き窓口宛、  
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】 調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記2.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

#### 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付く

ださい。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

#### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

##### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）に



ついて第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## **8. 評価結果の通知と公表**

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## **9. フィードバックのお願いについて**

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	水銀廃棄物管理に関する法制度及び執行の改善支援、水銀の排出基準及び環境基	第4条 2.（1）①

	準の策定に係る方針、考え方	
2	国レベルの水銀排出インベントリーとマテリアルフローの作成手法（現地再委託対象業務の計画含む）、技術研修の具体的内容	第4条 2. (1) ② 第6条
3	パイロット・プロジェクト実施に係る地域等の選定の考え方、サンプリング/ラボラトリー分析/マッピング/インベントリー作成/解析等の規模/手法（現地再委託対象業務の計画含む）、技術研修やモニタリング戦略に関する研修の実施内容	第3条 2. (1) 第4条 2. (1) ③ 第6条

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

#### 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な

「特記仕様書」を作成します。)

## 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2021年9月～2022年2月
- ・ RD署名：2023年8月25日

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### (1) パイロット・プロジェクト<sup>2</sup>

成果3に関する活動であるパイロット・プロジェクトは、水銀モニタリングをすることが効果的であると目される地域等を選定し、水、土壌、大気、生物体、廃棄物等に含まれる水銀のサンプリング、ラボラトリー分析を行い、マッピングを行う。分析結果の解析、リスク評価を行い、対策案を提言する。

- ・ 環境媒体のモニタリングについて、実施する地域は3～5地域、1年あたり複数回のモニタリングを想定している。カウンターパート（C/P）と協議のうえ、決定すること。
- ・ 小規模金採掘鉱山（ASGM）については、UNDPおよび世界銀行がモニタリングを行っているため、本技術協力プロジェクトのパイロット・プロジェクトの対象地域としないこととする。

---

<sup>2</sup> パイロット・プロジェクトについては、インドネシアにおける水銀の汚染の現状を踏まえ、対策案の提言に必要なデータの収集を目的に行うものである。これを念頭に、地域等の選定の考え方、サンプリング/ラボラトリー分析/マッピング/インベントリー作成/解析等の規模/手法（現地再委託対象業務の計画含む）、上記作業に係る技術研修やモニタリング戦略に関する研修の実施内容をプロポーザルにて提案すること。

- ・水銀を含有すると考えられる廃棄物を3～5種類選定し、そのサンプリング、分析を行う。どの廃棄物を対象とするかは、水銀排出インベントリーやマテリアルフローの検討状況を踏まえつつ、C/Pと協議のうえ、決定すること。
- ・サンプリング、ラボラトリー分析は、C/Pと協力して行うことを想定している。実施にあたっては、C/Pと協議のうえ、詳細を決定すること。
- ・マッピング、インベントリー作成にあたり、対象地域において、例えば、火力発電所や廃棄物処理施設など、水銀の排出源となる施設のリスト化、マッピング等の調査/作業が必要になると目される。この調査/作業について、現地再委託を想定する（定額計上とする。）。
- ・パイロット・プロジェクトのサンプリング、ラボ分析に必要な資材（金カラム、ガラス瓶、ガラス瓶ケース、試薬等）は、定額計上とする。

## （２）JICA 民間連携事業「水銀安定化処理技術の導入に関する普及・実証・ビジネス化事業」との連携

インドネシア国において、JICA民間連携事業「水銀安定化処理技術の導入に関する普及・実証・ビジネス化事業」（2020年採択）を、今後、実施予定である。同民連事業と情報共有を行い、可能な範囲で、本プロジェクトの成果、活動が、同民連事業の成果、活動にも適用可能なものとなるように連携を図る。

## （３）長期専門家との連携

本プロジェクトにおいて、2024年11月頃からプロジェクト終了まで、アドバイザー/水銀管理政策を指導科目とするJICA直営の長期専門家の派遣を予定している。

同専門家は、本プロジェクトへのアドバイスをを行うとともに、水銀管理全般に係る政策アドバイスをを行う。

なお、R/DのPlan of Operation (PO) に記載のとおり、本プロジェクトのチーフアドバイザーは、本案件受注者の業務主任とする。

受注者は、長期専門家と緊密に連携・協力し、業務を実施すること。

## （４）JICA課題別事業戦略の中での位置づけ

本プロジェクトは、環境管理分野における課題別事業戦略（JICAグローバルアジェンダ）である「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ」のクラスター事業戦略「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」及び「廃棄物の改善と循環型社会の実現」に沿うものである。本プロジェクトを通じて、同戦略の成

果目標と指標に関連するデータを収集し、クラスター事業戦略への具体的な貢献度が評価できるよう留意する。

※クラスター事業戦略

「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」

クラスター事業戦略「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」 ([jica.go.jp](http://jica.go.jp))

「廃棄物の改善と循環型社会の実現」

cluster\_strategy.pdf ([jica.go.jp](http://jica.go.jp))

(5) キャパシティ・ディベロップメントの重視

受注者は、本業務を通じてC/Pのキャパシティ・ディベロップメント(CD)の支援を行う。CDとは、「個人、組織、制度や社会が、個別にあるいは集合的にその役割を果たすことを通じて、問題を解決し、また目標を設定してそれを達成していく“能力”(問題対処能力)の発展プロセス」と定義され、キャパシティの包括性の視点(個人だけではなく組織、制度、社会システムを見据えた視点)と、C/Pの主体性・内発性の重視がきわめて重要になる。よって、支援アプローチとしては、まずC/Pの能力を適切に把握したうえで(キャパシティ・アセスメント)、その能力や周囲の条件に応じて、受注者とC/Pが十分な情報共有、意見交換、OJT等を通して緊密に協働するよう工夫する。

詳細については、JICA作成による「開発途上国廃棄物分野のキャパシティ・ディベロップメント支援のために - 社会全体の廃棄物管理能力の向上をめざして -」、「キャパシティ・ディベロップメント(CD)～途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して～」(いずれもJICA図書館ウェブサイトからダウンロード可能)を参照すること。

※JICA 図書館ウェブサイト

JICA図書館 蔵書検索

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

## (1) プロジェクトの活動に関する業務

### ① 成果1<sup>3</sup>に関わる活動

成果1：国レベル及び地方レベルの水銀管理に関連する法律及び規則の制定及び実施に関する能力が強化される。

活動1-1：国レベル並びに地方レベルの水銀管理及び、水銀の流通・蓄積・排出・汚染に関する既存のモニタリング情報に関して、現行の法令文書、情報、組織及び実施体制を分析する。

活動1-2：水銀削減及び使用根絶のための国家行動計画（RAN-PPM）及び地方行動計画（RAD-PPM）の進捗状況を点検し、課題を明確にする。

活動1-3：水銀廃棄物管理に関する法制度及び執行の改善を支援する。

活動1-4：大気、土壌・堆積物、最終処分、火力発電所以外の排出基準など、水銀の気圏、水圏、地圏への排出基準及び環境基準を策定する。

### ② 成果2に関わる活動

成果2<sup>4</sup>：国レベルの水銀排出インベントリーとマテリアルフローが作成される。

活動2-1：水銀排出インベントリーとマテリアルフロー（インプット、フロー、ストック、アウトプット）を作成するのに必要な既存の情報及びデータを収集し、点検する。

活動2-2：国レベルの水銀廃棄物に焦点を当てた水銀排出インベントリーを策定する。

---

<sup>3</sup> 活動1-3、1-4については、活動1-1及び1-2の結果を踏まえ、G/Pの能力や体制、プロジェクトの実施期間、インドネシアにおける優先順位などを考慮して実施される必要がある。これを念頭に、活動1-3及び1-4の実施に関する方針、考え方、具体的な実施内容をプロポーザルにて提案すること。

<sup>4</sup> 国レベルの水銀排出インベントリーに係る調査/作業の一部について、現地再委託を想定する（定額計上とする。）。国レベルの水銀排出インベントリーとマテリアルフローの作成に必要なデータとその入手方法、インベントリー及びマテリアルフローの作成手法（現地再委託対象業務の計画含む）をプロポーザルにて提案すること。また、技術研修については、活動2-1～2-3がプロジェクト終了後もG/Pによって更新できるようになることを目的に実施されるものである。これを念頭に、研修の対象組織、対象者と人数、実施時期、OJTを含む技術研修の具体的な内容をプロポーザルにて提案すること。

なお、成果3の活動3-2に含まれる技術研修については、パイロット・プロジェクトの実施に関するプロポーザルに含めること。

活動2-3：国レベルの水銀廃棄物に焦点を当てた水銀マテリアルフローを策定する。

活動2-4：水銀排出インベントリーとマテリアルフローに関する技術研修を実施する。

活動2-5：水銀排出インベントリーとマテリアルフローの作成・更新用ガイドラインを作成する。

活動2-6：水銀汚染地域の特定・情報整備について支援する。

### ③ 成果3に関わる活動

成果3：パイロット・プロジェクトを通じて、モニタリング結果に基づく解析・リスク評価を行い、水銀管理政策に基づいて対策を立案し実施する能力が向上する。

活動3-1：モニタリング戦略及び既存のモニタリング結果を政策に反映させる仕組みを評価・分析する。

活動3-2：雨水、土壌・堆積物、生物体中の水銀汚染モニタリングにかかる技術研修及びモニタリング戦略に関する研修を行う。

活動3-3：活動1-4で策定する基準及び既存のSOPを活用して、水銀モニタリング及び解析・リスク評価を含むパイロット・プロジェクトの実施を支援する。

活動3-4：国家レベルでの水銀モニタリングシステムの構築を含む、データに基づく水銀管理政策の立案が可能となる制度の構築を支援する。

活動3-5：汚染レベル・環境評価の実施方法について支援する。

活動3-6：評価結果に基づく対策手法の検討方法について支援する。

### ④ 成果4に関わる活動

成果4：国レベルの水銀管理の改善に向けたロードマップが策定される。

活動4-1：すべての成果を集約し、他の関係者にプロジェクトの知識と経験を伝えるセミナーを開催する。

活動4-2：現在の水銀国家活動計画が終了した後を見据え、インドネシアの水銀不使用社会に向けた一層の具体化のために、さらに取るべき方策を含む計画・ロードマップを作成する。



## (2) 本邦研修・招へい

- 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- 想定規模は以下のとおり<sup>5</sup>。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計3回
対象者	C/P
参加者数	約10名/回
研修日数	約14日（移動日を含む）/回

## (3) その他

### ① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデ

<sup>5</sup> 具体的な内容（テーマ、対象者、時期・期間、研修内容等）については、事業の進捗に応じ、C/Pと協議のうえ、決定すること。

ータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティ・アセスメント

受注者は、「第3条2.（5）キャパシティ・ディベロップメントの重視」に示したキャパシティ・アセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
------	------	----	----	----

業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	契約締結後1か月以内	英語	電子データ	-
モニタリングシート	原則6ヶ月に1回	英語	電子データ	-
業務進捗報告書①	契約締結後1年後を目途	日本語、英語	電子データ	-
業務進捗報告書②	契約締結後2年後を目途	日本語、英語	電子データ	-
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語/ 英語	製本	日本語10部 英語 4部
			CD-R	2部

- 事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項

## ⑩ その他必要事項

### (3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

### (4) 業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 次期活動計画

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ) 人員計画（最終版）
- (オ) 研修員受入れ実績
- (カ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク) 合同調整委員会議事録等
- (ケ) その他活動実績

### (5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

## 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者

に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

## 第6条 再委託

本業務では、以下の項目<sup>6</sup>については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	水銀排出インベントリ調査（国レベル分、パイロット・プロジェクト分）	「第4条 2.（1）②」に記載の国レベルの水銀排出インベントリ調査、および、「第3条 2.（1）および「第4条 2.（1）③」に記載のパイロット・プロジェクトにおける水銀排出インベントリ調査	一式	定額計上

## 第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	クリーンベンチ	分析ラボにて使用	1	供与機材	定額計上
2	レーザープリンター	執務スペースにて使用	1	事業用物品	本見積

<sup>6</sup> 本項目以外にも、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

## 1. 案件名

国名：インドネシア共和国（インドネシア）

案件名：水銀管理能力強化プロジェクト

Project for Improvement of Mercury Management

## 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

水銀は様々な排出源から多様な形態で環境に排出され、分解されずに全世界を循環し、人の健康や生態系に影響を及ぼす。国連環境計画（UNEP）の推計によると、大気中への人為起源の水銀排出量は世界全体で2,220トン（2019年）に上り、UNEPのインベントリーによれば排出の相当部分（49%）はアジアで生じている（うち39%は東アジアと東南アジアの合計）。このような状況下、「水銀に関する水俣条約」（以下、水俣条約）が2013年10月に熊本県で開催された外交会議で採択され、2017年8月16日に発効した。同条約は、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定めている。

インドネシアは、2017年に水俣条約を批准して、同条約が示す各種の目標を達成すべく取り組みを進めるとともに、同年に最大の水銀汚染源である金採掘活動を中心に水銀の使用を中止し、2019年に「水銀削減と廃止のための国家活動計画（RAN-PPM）」に関する大統領規則第21号に署名した。同規則は水銀の削減及び廃止に向けた戦略・行動・目標を盛り込んでおり、製造、エネルギー、小規模金採掘鉱山（以下ASGM）、健康の4つの優先分野に重点を置いている。RAN-PPMでは、製造セクターは2030年までに50%削減、エネルギーセクターは2030年までに33.2%削減、ASGMセクターは2025年までに使用廃止、健康セクターは2020年までに廃止する目標が定められている。またRAN-PPMに基づき、地方政府は「水銀削減と廃止のための地方活動計画（RAD-PPM）」を策定し、実施することとなっている。

インドネシア国全体では、環境林業省（Ministry of Environment and Forestry）がRAN-PPMの実施を所管する。固形廃棄物・有害廃棄物・有害物質管理総局（Directorate General of Solid Waste, Hazardous Waste & Hazardous Substance Management、以下PSLB3）は、上記政策の立案において主要な役割を果たし、環境管理センター（Research and Development Center for Environmental Quality and Laboratory、以下、P3KLL）は、水銀調査・モニタリングを行ってきた（2021年にP3KLLは環境質計測標準化センター（Center for Standardization of Environmental Quality Instruments、以下、CSEQI）に改編）。

インドネシアの独自予算で水銀モニタリング設備が設置されており、JICA及び日本環境省はこれまでCSEQIを中心とした環境モニタリング等に関する技術協力を行ってきた。さらにインドネシア政府は、東南アジアの水銀削減・廃止を主導する立場を目指しており、2021-2022年には水銀に関する水俣条約第4回締約国会議（COP4）のホス

ト国も務めた。

インドネシア政府自身による水銀管理の取り組みが一定程度進められているものの、水銀削減目標を実際に達成するための数多くの課題が残っている。具体的には、1) 法的枠組み及び法執行にかかる課題 (RAN-PPMを確実に実施するための定点観測メカニズムの欠如、一部の排出基準の欠如、RAN-PPM及びRAD-PPMのモニタリング・評価システムの効果的実施メカニズムの欠如等)、2) インベントリー・マテリアルフローにかかる課題 (エネルギー分野を除きインベントリーが策定されていない)、3) 水銀廃棄物の収集・運搬・貯蔵及び処理にかかる課題 (管理型埋立処分場や水銀を含む医療機器の一時保管に関する規則など、水銀廃棄物管理政策の欠如)、4) 水銀管理技術にかかる課題 (地方政府または地域社会から収集されたデータが十分評価されていない) 等が生じている。

本事業は、水銀管理にかかる法律及び規則の制定・実施能力の強化、水銀排出インベントリー・マテリアルフローの作成、モニタリング結果に基づく解析・リスク評価等を行うことにより、環境林業省の水銀管理政策の策定・実施及びモニタリング能力の強化を図り、もってインドネシア国全体の水銀管理政策の策定・実施能力の強化に寄与するものである。

## (2) 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

「対インドネシア国別開発協力方針 (2017年9月)」の重点分野「均衡ある発展を通じた安全で公正な社会の実現に向けた支援」に合致する。

環境管理分野における課題別事業戦略 (JICAグローバル・アジェンダ) である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」のクラスター「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」及び「廃棄物の改善と循環型社会の実現」に沿っている。

また、本事業は適正な水銀管理の推進を通じて衛生環境向上に資するものであり、SDGsゴール3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」、12「持続可能な消費と生産パターンの確保」に貢献すると考えられる。

## (3) 他の援助機関の対応

UNEPがインドネシアを含むアジア太平洋地域11カ国に対し水銀排出インベントリー・マテリアルフロー及びモニタリング手法にかかる研修パッケージの作成や地方ラボラトリーを対象とした技能試験実施及び教材を作成中 (2019-2024)。

国連開発計画 (UNDP) がASGMにおける水銀削減をプロジェクトの主たる目標として、6州を対象にRAD-PPMの策定支援や鉱山コミュニティに対する技術支援及び啓発活動を実施 (2018-2023)。

世界銀行がASGMにおける環境汚染・健康・社会にかかる調査を通じて、曝露の経路を明らかにし、ASGMの現場・コミュニティが取るべき被害軽減の手段を提示する取り組みを実施した (-2021)。



### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、水銀管理にかかる法律及び規則の制定・実施能力の強化、水銀排出インベントリー・マテリアルフローの作成、モニタリング結果に基づく解析・リスク評価等を行うことにより、環境林業省の水銀管理政策の策定・実施及びモニタリング能力の強化を図り、もってインドネシア国全体の水銀管理政策の策定・実施能力の強化に寄与するもの。

#### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

ジャカルタ等

#### (3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：

環境林業省 固形廃棄物・有害廃棄物・有害物質管理総局（PSLB3）の職員

環境林業省 環境質計測標準化センター（CSEQI）の職員

環境林業省 公害環境管理総局（Directorate General of Pollution and Environmental Control、以下PPKL）の職員

最終受益者：インドネシア国民

#### (4) 事業実施期間

2024年9月～2027年9月（計36か月）を予定

#### (5) 事業実施体制

PSLB3、CSEQI、PPKL

#### (6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

##### 1) 我が国の援助活動

JICA民間連携事業「水銀安定化処理技術の導入に関する普及・実証・ビジネス化事業」（2020年採択）において、水銀廃棄物を安定化処理する設備を導入・運営予定であり、本事業との協働による相乗効果が期待できる。また、環境林業省に環境政策アドバイザーを派遣しており、廃棄物・有害物質を中心とした環境政策・事業に関する助言・指導を行っている。

日本環境省が過去に行った水銀排出インベントリー・マテリアルフロー作成支援の成果を活用し、本事業でより精度の高いインベントリー及びマテリアルフローを作成する計画としている。

##### 2) 他の開発協力機関等の活動

UNEPがインベントリー・マテリアルフロー及びモニタリング手法にかかる研修パッケージを作成中であり、本事業ではこれらのパッケージを活用しながら精度の高いインベントリー及びマテリアルフローの作成を進めることで連携効果が

期待できる。

#### (7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

##### 1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：環境への望ましくない影響は最低限であると想定される。

##### 2) 横断的事項

特に無し。

##### 3) ジェンダー分類

【対象外】 ■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

#### (8) その他特記事項

特に無し。

### 4. 事業の枠組み

#### (1) 上位目標

インドネシア国全体における水銀管理政策の策定・実施能力が強化される。

##### 【指標及び目標値】

1. （調査結果、分析、評価を含めた）パイロット・プロジェクトの結果に基づいて提言される環境施策及び可能な対策がプロジェクト対象地で適用される。
2. 環境施策及び可能な対策について、他地域での適用が検討される。
3. 水銀の環境基準及び排出基準達成に向けた取り組みが推進される。大洋州地域にとって革新的な気候変動解決策が実施される。

#### (2) プロジェクト目標

環境林業省PSLB3、CSEI及びPPKLの水銀管理政策の策定及び実施能力及び水銀モニタリング能力が強化される。

##### 【指標及び目標値】

1. （調査結果、分析、評価結果を含めた）パイロット・プロジェクトの結果に基づいて提言される環境施策及び対策がプロジェクト対象地で適用されることについて承認が得られる。
2. 水銀排出インベントリーとマテリアルフローが継続的に活用され、定期的に更新される。

### (3) 成果

- 成果1 国レベル及び地方レベルの水銀管理に関連する法律及び規則の制定及び実施に関する能力が強化される。
- 成果2 国レベルの水銀排出インベントリーとマテリアルフローが作成される。
- 成果3 パイロット・プロジェクトを通じて、モニタリング結果に基づく解析・リスク評価を行い、水銀管理政策に基づいて対策を立案し実施する能力が向上する。
- 成果4 国レベルの水銀管理の改善に向けたロードマップが策定される。

### (4) 活動

- 1.1 国レベル並びに地方レベルの水銀管理及び、水銀の流通・蓄積・排出・汚染に関する既存のモニタリング情報に関して、現行の法令文書、情報、組織及び実施体制を分析する。
- 1.2 水銀削減及び使用根絶のための国家行動計画（RAN-PPM）及び地方行動計画（RAD-PPM）の進捗状況を点検し、課題を明確にする。
- 1.3 水銀廃棄物管理に関する法制度及び執行の改善を支援する。
- 1.4 大気、土壌・堆積物、最終処分、火力発電所以外の排出基準など、水銀の気圏、水圏、地圏への排出基準及び環境基準を策定する。
  
- 2.1 水銀排出インベントリーとマテリアルフロー（インプット、フロー、ストック、アウトプット）を作成するのに必要な既存の情報及びデータを収集し、点検する。
- 2.2 国レベルの水銀廃棄物に焦点を当てた水銀排出インベントリーを策定する。
- 2.3 国レベルの水銀廃棄物に焦点を当てた水銀マテリアルフローを策定する。
- 2.4 水銀排出インベントリーとマテリアルフローに関する技術研修を実施する。
- 2.5 水銀排出インベントリーとマテリアルフローの作成・更新用ガイドラインを作成する。
- 2.6 水銀汚染地域の特定・情報整備について支援する。
  
- 3.1 モニタリング戦略及び既存のモニタリング結果を政策に反映させる仕組みを評価・分析する。
- 3.2 雨水、土壌・堆積物、生物体中の水銀汚染モニタリングにかかる技術研修及びモニタリング戦略に関する研修を行う。
- 3.3 活動1-4で策定する基準及び既存のSOPを活用して、水銀モニタリング及び解析・リスク評価を含むパイロット・プロジェクトの実施を支援する。
- 3.4 国家レベルでの水銀モニタリングシステムの構築を含む、データに基づく水銀管理政策の立案が可能となる制度の構築を支援する。
- 3.5 汚染レベル・環境評価の実施方法について支援する。
- 3.6 評価結果に基づく対策手法の検討方法について支援する。

- 4.1 すべての成果を集約し、他の関係者にプロジェクトの知識と経験を伝えるセミナーを開催する。
- 4.2 現在の水銀国家活動計画が終了した後を見据え、インドネシアの水銀不使用社会に向けた一層の具体化のために、さらに取るべき方策を含む計画・ロードマップを作成する。

## **5. 前提条件・外部条件**

### (1) 前提条件

- ・インドネシア国側の投入が予定通り実施される。

### (2) 外部条件

- ・水銀管理にかかるインドネシア政府の政策が大きく変更されない。
- ・研修を受けたカウンターパートが離職、異動しない。
- ・カウンターパート機関の組織構成が大きく変更されない。

## **6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用**

インドネシア国「環境管理センタープロジェクト」の終了時評価(評価年度1997年)では、プロジェクトを通じて基礎的な環境モニタリングに関する技術移転は実施されたものの、モニタリングデータを環境管理行政に活用することはできず、プロジェクト初期段階よりデータ活用を念頭においた計画にすべきとの教訓を得ている。本事業では、モニタリング結果を水銀管理政策に反映させる仕組みの構築を支援する活動を含めた。

以 上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix) 、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会

合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題が

ある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 事業完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。



(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指導科目 >

---

アドバイザー/水銀管理政策

<派遣の目的>

プロジェクトに水銀管理政策の見地からアドバイスを行う。

<活動内容>

- ・ インドネシア国の水銀管理政策に係る分析およびアドバイスを行う。
- ・ 上記活動による知見を活かし、本プロジェクトに対するアドバイスを行う。

<期待される成果>

プロジェクトが水銀管理政策の実効性を伴うようになり、協力効果が増大する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：水銀管理に関する各種調査・業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：インドネシア国及び東南アジア地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2024年8月～2027年10月（予定）

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約40.75人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月2.40人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

#### 2) 渡航回数を目途 全49回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 水銀排出インベントリー調査（国レベル分、パイロット・プロジェクト分）

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- R/D 案に係る M/M
- R/D
- 詳細計画策定調査報告書
- 水銀管理に係る初期調査

#### 2) 公開資料

- 事業事前評価表

[2023\\_202004676\\_1\\_s.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/2023_202004676_1_s.pdf)

### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 本省C/Pとの間では英語可ですが、地方でのコミュニケーションなどで必要と考えられる場合、必要な分の通訳傭上費を一般業務費に計上すること。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月（2024年4月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上

限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

### 【上限額】

194,402,000円(税抜)

なお、定額計上分 32,689,200円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(2)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### (2) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### (3) 定額計上について

- 1) 上述(1)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	水銀排出インベントリー調査 <sup>7</sup> （国レベル分、パイロット・プロジェクト分）	第2章 第3条 2. （1）パイロット・プロジェクト 第4条 2.（1）② 成果2 第4条 2.（1）③ 成果3 第6条 再委託、 第3章 2.（3）現地再委託	17,000,000円	調査費一式	再委託費
2	パイロット・プロジェクトのサンプリング、ラボ分析に必要な資材（金カラム、ガラス瓶、ガラス瓶ケース、試薬等）	第2章 第3条 2. （1）パイロット・プロジェクト、 第4条 2.（1）③ 成果3	2,020,000円	資材費一式	一般業務費
3	クリーンベンチ	第2章 第7条 機材 調達	3,000,000円	機材費一式	機材費
4	本邦研修にかかる経費	第2章 第3条 2. （2）本邦研修・招へい	10,669,200円	2.40人月 （3号を想定）の報酬、 国内業務費 （直接経費）	報酬 国内業務費

（4）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

<sup>7</sup> 現地再委託について、国レベル分とパイロット・プロジェクト分を分割して調達、契約することを可とする。

(5) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(6) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目		配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力		(10)	
(1) 類似業務の経験		(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等		(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)		3	
イ) ワークライフバランス認定		1	
2. 業務の実施方針等		(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法		35	
(2) 要員計画/作業計画等		30	
3. 業務従事予定者の経験・能力		(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価		業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
①	1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
	ア) 類似業務等の経験	12	5
	イ) 業務主任者等としての経験	5	2
	ウ) 語学力	5	2
	エ) その他学位、資格等	3	1
②	2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
	ア) 類似業務等の経験	-	5
	イ) 業務主任者等としての経験	-	2
	ウ) 語学力	-	2
	エ) その他学位、資格等	-	1
③	3) 業務管理体制	(-)	(5)